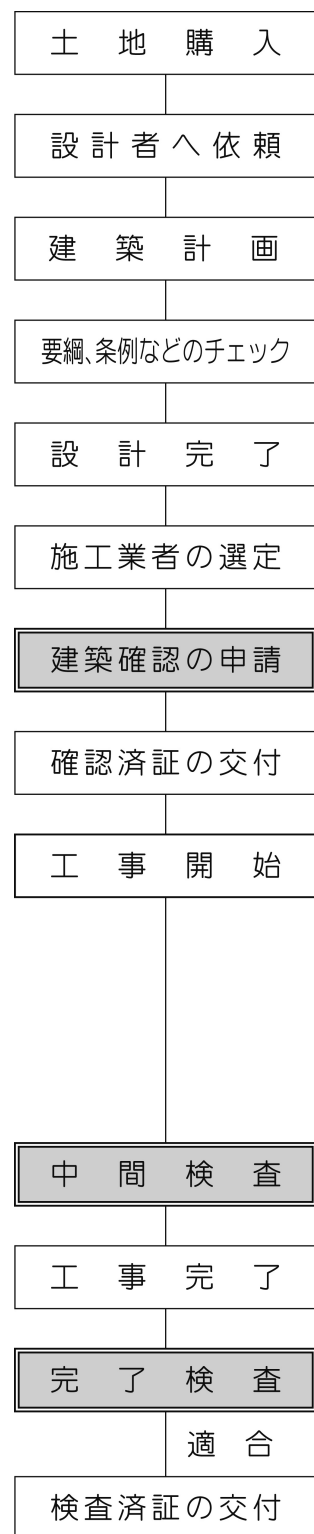


1. マイホームを建てるにあたって

一般的な進め方



●土地購入についての注意事項

●あなたの土地にどの程度の家を建てることができるのか？

●計画する敷地に接してがけがある場合

●建築資金は？

●細街路拡幅整備要綱、みどりの条例など建築確認申請前に手続きが必要です。

●業者を選定する時期については、建築計画の前に決まっていて、一緒に設計を進めていくケースなどもあり、さまざまです。

●建築確認申請書は必ず出しましょう。

(わずかな増築でも確認申請が必要です。)

●工事を始める前にまず建築計画を近隣に説明しましょう。

(特に法律などで定められていなくとも、建築工事がスムーズに、また、建築物完成後も円満なご近所とのお付き合いのためにも、事前に近隣に対して最低限の説明や挨拶は必要と考えます。)

●中間検査申請書を出しましょう。

(一定の規模・構造の建築物)

違反建築にならないように！

(工事監理が大切です。)

●完了検査申請書を出しましょう。